【記入方法】

家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書

記入日を記入下さい。

実印を必ずお願いいたします。

フリガナを必ず記入ください。

口座名義人等のフリガナを忘れずに記入ください。

道府県養鶏協会等をとおして事務処理を行う場合に記入ください。

契約を希望する型のいずれかを〇で囲んでください。

契約を希望する種類の欄に契約する羽数の合計を記入ください。（下記の農場内訳の合計と一致させてください。）

農場名と農場住所、農場ごとの羽数を記入ください。（また農場住所の所在の確認に使用しますので出来るだけ郵便番号も記入してください。）

※農場が多数ある場合は別紙に記入の上、最終行に合計欄を設けてご記入ください。

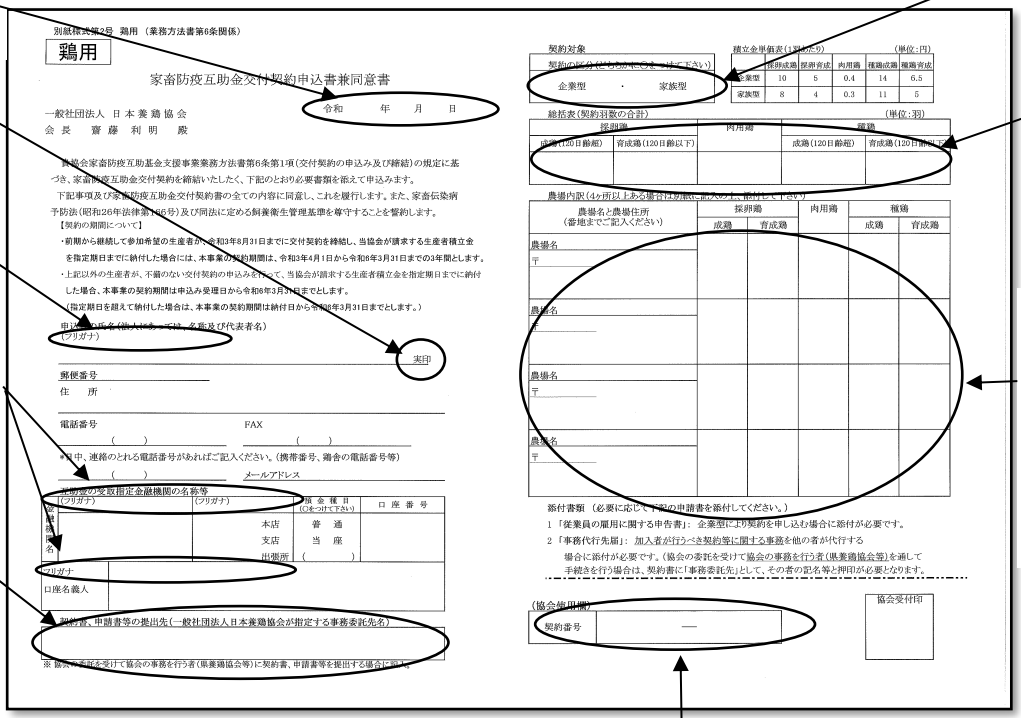
別紙様式第2号　鶏用（業務方法書第6条関係）

鶏用

家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人 日本養鶏協会
会長　齋藤 利明　殿

農協会家畜防疫互助基金支援事業業務方法書第6条第1項（交付契約の申込み及び締結）の規定に基づき、家畜防疫互助金交付契約を締結いたしたく、下記のとおり必要書類を添えて申込みます。
下記事項及び家畜防疫互助金交付契約書の全ての内容に同意し、これを履行します。また、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び同法に定める飼養衛生管理基準を尊守することを誓約します。
【契約の期間について】
・前期から継続して参加希望の生産者が、令和3年8月31日までに交付契約を締結し、当協会が請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合には、本事業の契約期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。
・上記以外の生産者が、不備のない交付契約の申込みを行って、当協会が請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合、本事業の契約期間は申込み受理日から令和8年3月31日までとします。
（指定期日を超えて納付した場合は、本事業の契約期間は納付日から令和8年3月31日までとします。）

申込者（個人にあっては、名称及び代表者名）
（フリガナ）　　実印

郵便番号
住　所

電話番号　　FAX
（　　）　　（　　）
※日中、連絡のとれる電話番号があればご記入ください。（携帯番号、鶏舎の電話番号等）

（　　）　　メールアドレス

口座振替の支取指定金融機関の名称等

（フリガナ）	（フリガナ）	預金種目（○をつけて下さい）	口座番号
口座振替依頼者名		本店　普通 支店　当座 出張所（　　）	

（フリガナ）
口座名義人

契約書類、申請書等の提出先（一般社団法人日本養鶏協会が指定する事務委託先名）

※協会の委託を受けて協会の事務を行う者（県養鶏協会等）に契約書、申請書等を提出する場合に記入

契約対象

契約の型（どちらかに○をつけてください）	
企業型	・　家族型

積立金単価表（1羽あたり）　（単位：円）

	採卵成鶏	採卵育成	肉用鶏	種鶏成鶏	種鶏育成
企業型	10	5	0.4	14	6.5
家族型	8	4	0.3	11	5

総括表（契約羽数の合計）　（単位：羽）

採卵鶏		肉用鶏	種鶏	
成鶏（120日齢超）	育成鶏（120日齢以下）		成鶏（120日齢超）	育成鶏（120日齢以下）

農場内訳（4ヶ所以上ある場合は別紙に記入の上、添付してください）

農場名と農場住所（番地まで○記入ください）	採卵鶏		肉用鶏	種鶏	
	成鶏	育成鶏		成鶏	育成鶏
農場名 〒					
農場名 〒					
農場名 〒					
農場名 〒					

添付書類（必要に応じて下記の申請書を添付してください。）
1「従業員の雇用に関する申告書」：企業型により契約を申し込む場合に添付が必要です。
2「事務代行先届」：加入者が行うべき契約等に関する事務を他の者が代行する場合に添付が必要です。（協会の委託を受けて協会の事務を行う者（県養鶏協会等）を通して手続きを行う場合は、契約書に「事務委託先」として、その者の記名等と押印が必要となります。

（協会使用欄）
契約番号　　―

協会受付印

※「事務委託先」とは、当協会が委託した道府県養鶏協会等をさします。契約する事業参加者が依頼して書類の作成やとりまとめを代理する方とは違いますのでお間違えないようお願いします。（この場合、別途、様式第5号の「事務手続きの委託(代理)届」を提出願います。）

継続で加入される方は、契約番号を記入ください。
※Kで始まる番号ではありません。

家畜防疫互助金交付契約書

表面　契約番号は、継続の方でご自分の契約番号がわかる場合は、記入願います。**※Kで始まる番号ではありません。**

裏面　下記のとおり記入ください。

日付は記入しないでください。
※協会記入欄

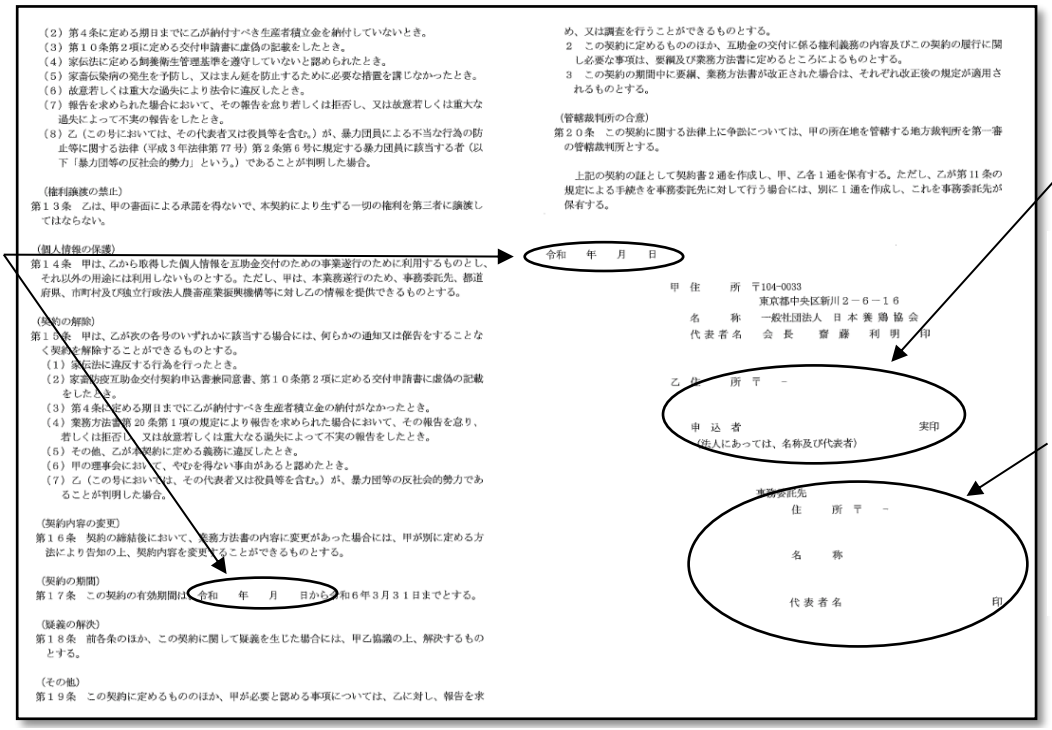
（2）第４条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金を納付していないとき。
（3）第１０条第２項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
（4）家伝法に定める飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたとき。
（5）家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
（6）故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
（7）報告を求められた場合において、その報告を怠り若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
（8）乙（この号においては、その代表者又は役員等を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明した場合。

（権利譲渡の禁止）
第１３条　乙は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡してはならない。

（個人情報の保護）
第１４条　甲は、乙から取得した個人情報を互助金交付のための事業遂行のために利用するものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。ただし、甲は、本業務遂行のため、事務委託先、都道府県、市町村及び独立行政法人農畜産業振興機構等に対し乙の情報を提供できるものとする。

（契約の解除）
第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らかの通知又は催告をすることなく契約を解除することができるものとする。
（1）家伝法に違反する行為を行ったとき。
（2）家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書、第１０条第２項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
（3）第４条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
（4）業務方法書第 20 条第１項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
（5）その他、乙が本契約に定める義務に違反したとき。
（6）甲の理事会において、やむを得ない事由があると認めたとき。
（7）乙（この号においては、その代表者又は役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合。

（契約内容の変更）
第１６条　契約の締結後において、業務方法書の内容に変更があった場合には、甲が別に定める方法により告知の上、契約内容を変更することができるものとする。

（契約の期間）
第１７条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和６年３月３１日までとする。

（疑義の解決）
第１８条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

（その他）
第１９条　この契約に定めるもののほか、甲が必要と認める事項については、乙に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
２　この契約に定めるもののほか、互助金の交付に係る権利義務の内容及びこの契約の履行に関し必要な事項は、要綱及び業務方法書に定めるところによるものとする。
３　この契約の期間中に要綱、業務方法書が改正された場合は、それぞれ改正後の規定が適用されるものとする。

（管轄裁判所の合意）
第２０条　この契約に関する法律上に争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書２通を作成し、甲、乙各１通を保有する。ただし、乙が第 11 条の規定による手続きを事務委託先に対して行う場合には、別に１通を作成し、これを事務委託先が保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　　所　〒104-0033
　　東京都中央区新川２－６－１６
　　名　　称　一般社団法人 日本養鶏協会
　　代表者名　会長　齋藤 利明　印

乙　住　　所　〒　－
　　申込者　　実印
　　（法人にあっては、名称及び代表者）

事務委託先
住　　所　〒　－
名　　称
代表者名　　印

申込者のお名前、住所を記入の上、**実印**をお願いいたします。

道府県養鶏協会等をとおして事務処理を行う場合に記入下さい。この場合、契約書の作成は3通となります。
※事務代行先は記入不要です。